

○名寄地区衛生施設事務組合一般廃棄物処理施設設置条例施行規則

〔平成15年3月4日  
規則第1号〕

改正 平成30年2月1日 規則第2号

(目的)

**第1条** この規則は、名寄地区衛生施設事務組合一般廃棄物処理施設設置条例（平成15年条例第1号。

以下「条例」という。）の施行に関し、必要事項を定めることを目的とする。

(処理施設の維持管理)

**第2条** 条例第2条に定める処理施設（以下「処理施設」という。）については、安全かつ衛生的な維持管理をしなければならない。

(一般廃棄物の搬入)

**第3条** 処理施設に一般廃棄物（名寄地区衛生施設事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成29年条例第5号）第15条に定める産業廃棄物を含む。以下同じ。）を搬入しようとする者は、一般廃棄物の搬入に当たり、その都度、職員の確認及び指示を受けなければならない。

(計量)

**第4条** 処理施設に搬入される一般廃棄物は、全て計量するものとする。

(委任)

**第5条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

**附 則** (平成15年3月4日 規則第1号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

**附 則** (平成30年2月1日 規則第2号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

